

**死刑制度 井戸端会議**  
 とかく重くなりがちな「死刑」  
 について、7千ヤ7千ヤと言っ  
 たり、聞いたり。出入り自由  
 なカフェ型で開催しています。  
 日時：本日(21日) 17:30~  
 場所：足立区勤労福祉会館  
 第4洋室 TEL: 03-3838-3581

改正刑法と死刑制度

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会

東京都荒川区南千住一―五九一六二〇二  
<https://sobanokai.hanamizake.com>

★二〇二五年六月一日に改正刑法が施行されました

改正された刑法では懲役と禁錮を廃止し「拘禁刑」に一本化していますが、刑罰の変更は一九〇七年に刑法が制定されてから一一八年ぶりになります。  
 この改正は刑罰の種類を一本化しただけではなく、何のために刑罰を科すのかという意味で、抜本的な見直しが行われたものと思います。刑務作業を義務とはせず、罪を犯したことへの「懲らしめ」から改善更生や再犯防止に軸足を移したことになるからです。

★死刑制度の位置づけ

「死刑」という究極の罰則は憲法が定めるところではありません。憲法の条文に死刑という言葉などどこにもありません。死刑を規定しているのは一九〇七年に制定された刑法です。この刑法が定める「死刑Ⅱ絞首刑」が合憲かどうかは最高裁の判断に委ねられました。

合憲とされたのは七七年も前の一九四八年三月のことでした。ただ、この判決には四人の裁判官による次のような補充意見がありました。「国家の文化が高度に発達して正義と秩序を基調とする平和的社会では(中略)死刑は残虐な刑罰として憲法に違反するものとして、排除されることもあろう」というものです。

今こそその時ではないでしょうか。

★改善更生と死刑制度の矛盾

刑罰とは、犯した罪に対する罰則規定です。既に見たように、この国ではその最高刑が死刑になっていますが、昨年改正された刑法は「懲らしめ」から改善更生に大きく変更されています。「懲らしめ」の究極が死刑でした。

しかし、死刑は他の刑罰と違い命を奪ってしまうわけですから更生の必要など全くないし、もし更生したのなら死刑にする必要はないはずです。それでも死刑というのなら、被害者感情を満たすためあるいは同害報復(目には目を歯には歯を)以外のなにものでもありません。

つまり死刑制度は、改善更生という改正刑法の理念と根本的に矛盾するものです。

★結論

もし昨年の刑法改正が本気で「改善更生」を目指すのであれば、死刑確定者も同じ理念のもとで扱われるべきです。そうでなければ、刑罰体系の整合性は保てません。したがって、改正の趣旨に照らせば、死刑制度は速やかに見直され、廃止へ向けて議論を進めるべき、となるはずですよ。

死刑制度が残る限り、改正刑法が唱える「改善更生」を本気で追求しているとは言えないからです。(T.K)